

民主党マニフェスト

(『民主党政策集INDEX2009』より)

安全チェック機能の強化のため、**国家行政組織法第3条**による**独立性の高い原子力安全規制委員会**を創設するとともに、住民の安全確保に関して国が責任を持って取り組む体制を確立します。

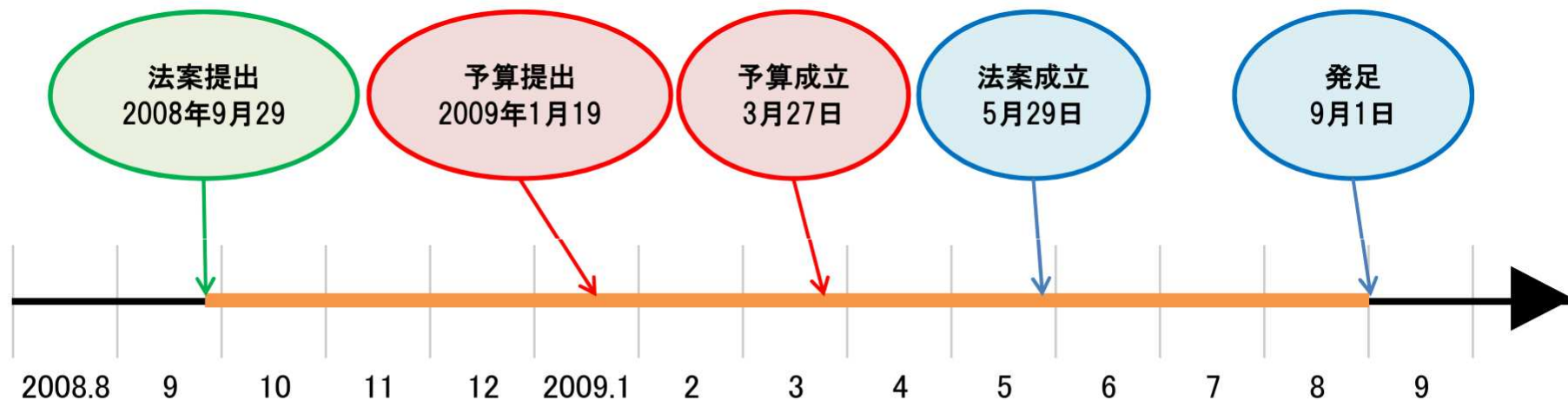
民主党提出議員立法 「原子力安全規制委員会法案」

国会に3回提出

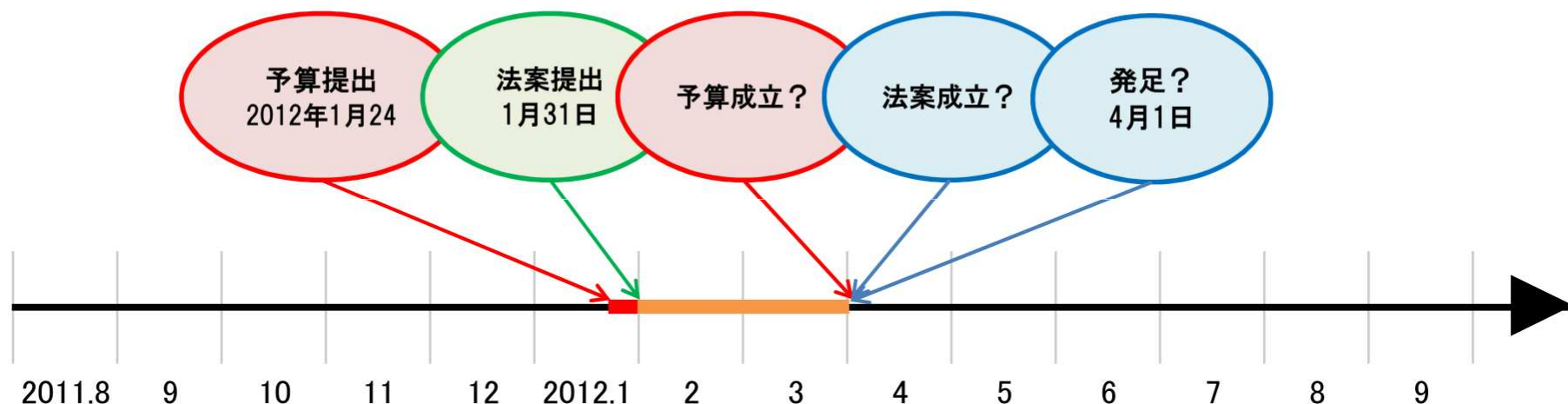
1回目	…	平成12年	3月14日	衆議院に提出
2回目	…	平成14年	11月26日	衆議院に提出
3回目	…	平成15年	6月11日	衆議院に提出

「消費者庁」「原子力規制庁」の法案、予算、発足時期

消費者庁



原子力規制庁



2012年2月2日

原子力組織改革法案等の閣議決定に関する

国会事故調委員長声明

政府は、去る1月31日、原子力組織改革法案及び原子力安全調査委員会設置法案を閣議決定しました。

私が委員長を務める東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）は、法律に基づき、国会に設置された委員会です。その法律によれば、本委員会は、今般の事故を踏まえた「行政組織の在り方の見直し」を含め提言を行うこと」を任務の一つとしております。

本委員会がかかる役割を担い、昨年12月から調査を行っている最中であるにもかかわらず、政府が「組織の在り方」を定めた法案を決定したことは、私には理解できません。

政府の決定の見直し及び国会における責任ある対応を求めます。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

委員長 黒 川 清

原子力安全及び核セキュリティに関する国連 ハイレベル会合における野田総理大臣スピーチ

(2011年9月22日)

日本は、原子力発電の安全性を世界最高水準に高めます。既に講じた緊急的な措置に加えて、「規制と利用」を切り離すべく、原子力安全・保安院を経済産業省から分離して、来年4月を目途に「原子力安全庁」を創設し、規制の一元化と安全文化の徹底を図ります。

IAEA安全基準 (GSR Part1 - 2.8)

要件4：規制機関の独立性

規制機関は、…**十分な権限**及び**十分な職員**を持たなければならない、また、**十分な財的資源**を利用できなければならない

規制機関は、**変化する政治環境又は経済条件**に関する**圧力**、あるいは、**政府各部門又は他の組織からの圧力**のような、安全を損なう可能性のある**如何なる不当な影響**にも左右されないで、**独立した規制判断と決定**がなされなければならない。

IAEA国際専門家調査団報告書

(2011年6月・ウエイマン報告書)

3. 主な所見、結論、および教訓

教訓 1 6

政府の役割は、確実に適切な法律と規定が定められ、…**規制機関が実際に事業者およびその他の機関から独立し、関係当事者からの不当な圧力を受けないことを保証することにある。**

これらの**役割と責任は、緊急時においても混同すべきではない。**（保安院仮訳）

2011年6月 IAEA閣僚会議 議長サマリー

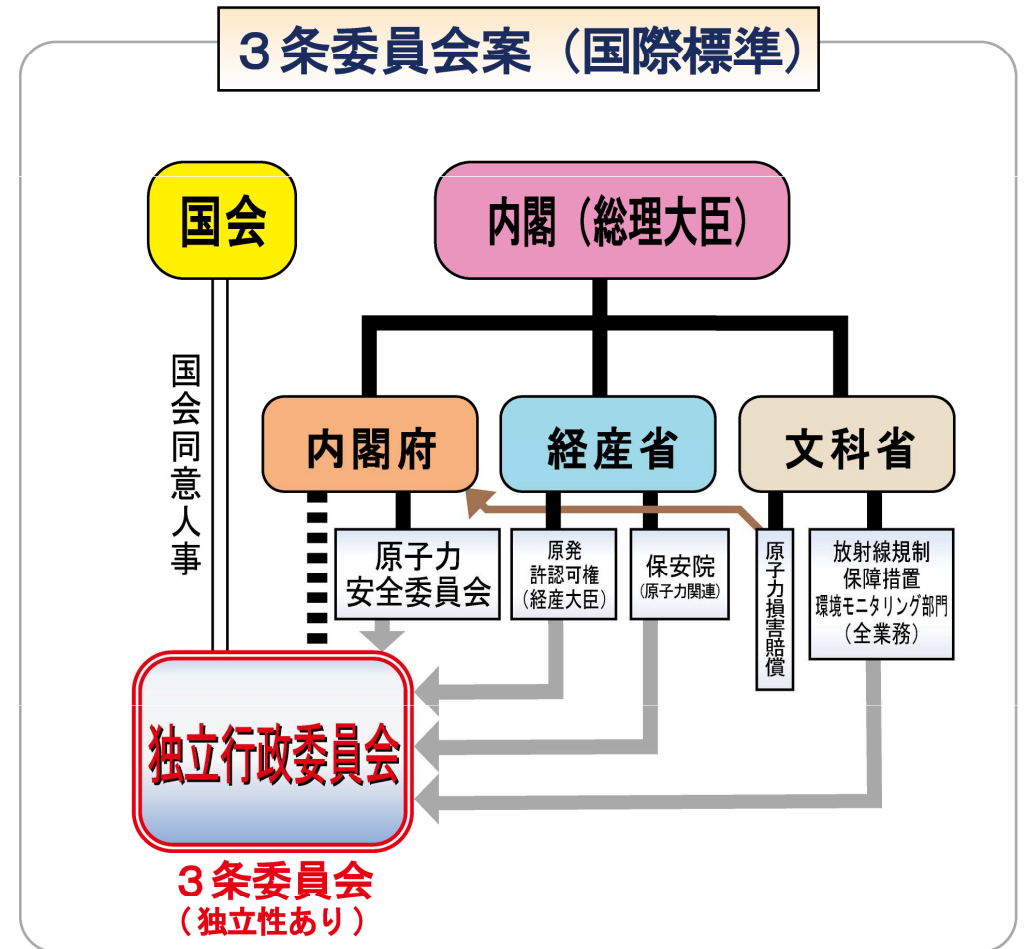
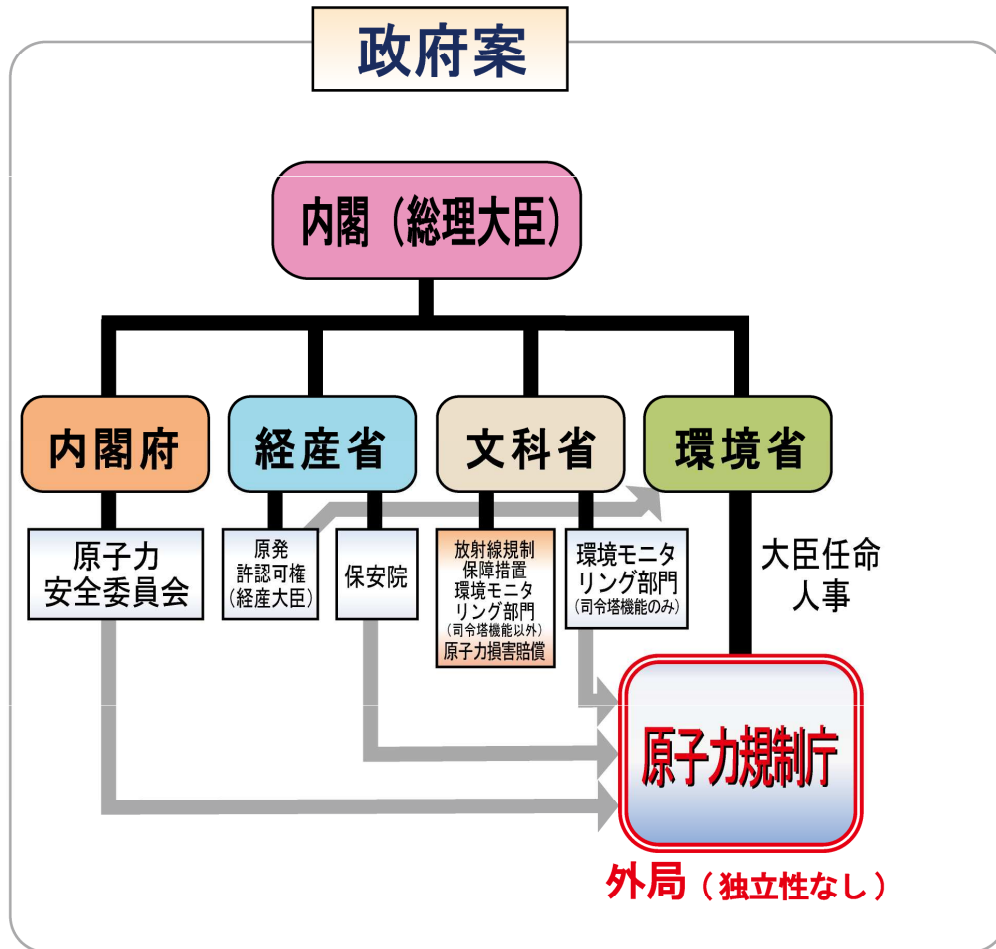
【Regulatory Independence】

Regulatory systems need to operate in an environment without political influence and undue financial constraints, and regulators should be empowered to make timely safety decisions. It was recognized that effective regulatory independence is one of the main pillars for strengthening nuclear safety.

【規制の独立性】

規制システムは、政治的影響及び不当な財政的制約がない環境において機能する必要がある、また、規制者は、安全に関して時宜に適った決定をするための権限を与えられるべきである。規制の効果的な独立性は原子力安全の強化にとって主要な柱の一つであることが認識された。
(外務省仮訳)

新たな原子力規制のあり方



原発規制の独立性の国際比較

国名	米国	フランス	英国	日本	
				政府案	3条委員会案
政府からの独立性	独立 (NRC)	独立 (ASN)	独立 (ONR)	政府の 一省庁	独立 (3条委員会)
	NRC (原子力規制委員会)	ASN (原子力安全機関)	ONR (原子力規制局)	環境大臣 (委任)	3条委員会
				政府の一省庁 (原子力規制庁)	
				総理 (原災本部長)	
許認可 (免許)	NRC (原子力規制委員会)	ASN (原子力安全機関)	ONR (原子力規制局)	環境大臣 (委任)	3条委員会
規制				政府の一省庁 (原子力規制庁)	
危機管理 (オンサイト)				総理 (原災本部長)	

危機管理 (オフサイト)	州政府	県	国	総理 (原災本部長)	総理 (原災本部長)
-----------------	-----	---	---	---------------	---------------

原災本部の任務における指揮分担のイメージ

原災本部長(総理)の指揮

オフサイト(被災者対応)

自衛隊・消防庁等各政府機関への命令
各種現地本部・会議の設置 各機関への支援要請
汚染調査 健康相談 風評被害対策
広域被害状況の把握 避難指示 災害派遣

オンサイト(危機回避及び炉の安定冷却等のための応急措置)

自衛隊・消防庁等各政府
機関への命令、関係機関
への支援要請

原子力規制組織による独立指揮

科学的評価・分析・判断
事業者への命令(炉規法関連)

原子力安全庁(仮称)の仕事(イメージ)(案)

今回の事故を受けて、原子力安全庁(仮称)の業務は、「規制による事故の未然防止」に加え「原子力災害による国民の健康被害等の防止(危機管理を含む。)」や「原子力起因の放射能汚染への国民の不安への対応」の重要性が拡大。(この業務の執行への国民の信頼を得る上で、原子力安全庁(仮称)の「独立性」と「透明性」を担保することが重要。)

平時	緊急時(原子力緊急事態宣言発令時)
<u>平時の仕事(安全規制による原子力災害の予防等)</u> ・指針、基準等の策定(法令による透明化) ・事業者の継続的な安全向上を促す規制の実効的な実施 ・最新の知見による不断の規制の見直し ・国際交流、調査研究を通じた最新の知見の獲得	<u>災害時の仕事(国民の生命・身体・財産の保護等)</u> ・原子力災害対策本部の事務(正確な情報に基づく的確な避難指示、<u>事故原子炉等の鎮圧の指揮等</u>)を、<u>事務局としてサポート</u> (主として) ・現地サイトにおける事態の把握と国民への的確な情報提供 ・ERC(サイト等との情報インフラを抜本的に強化)の運営による正確な情報の把握、本部への伝達、住民・国民・海外への的確な情報提供 ・緊急時モニタリングの司令塔及び主体的実施
<u>災害を想定した仕事(原子力災害に日頃から準備等)</u> ・指針、マニュアル等の策定 ・災害を想定した実践性のある訓練等の防災対策の実施 ・立地・周辺自治体との協力・連携関係の構築 ・ERSS/SPEEDI、防災情報ネットワークの構築、維持 ・核セキュリティへの的確な対応	(参考:原子力災害対策本部として、他省庁等と協力して実施する仕事) ・住民の避難誘導 ・飲食物の摂取制限 ・人員、物資の輸送 ・被災者の生活支援 ・応急医療・救護 等
<u>災害後の仕事(安全面から災害後処理の管理等)</u> ・事故原子炉等の後処理の安全面からの管理 ・事後のモニタリングの司令塔機能(実施と評価)	※ 上記の業務のうち、原子炉等の状況に関する情報や、放射線に関する専門的知見を要する部分については、原子力安全庁(仮称)が責任を持って対応する。
<u>原子力起因の放射能汚染への国民の不安への対応</u> ・国民の不安を的確に受け止めた原子力起因の放射線リスクの明確化 ・事後のモニタリングの司令塔機能(実施と評価)(再掲)	

IAEA基準における「独立性」要件の比較

業務、独立対象		政府案 (規制庁案)	三条委員会案 (国際標準)
業務の独立性	権限	△? (政府の一省庁)	○
	人事	△? (大臣・内閣が任命)	○ (国会同意人事、身分保障)
	予算	△? (環境省予算・エネ特)	○
独立対象	原発推進	△? (政府の一省庁)	○
	その他行政	×? (政府の一省庁)	○
	政治	×? (政府の一省庁)	○

諸外国の原発規制の一元化

国名	米	仏	英	日本	
				政府案	3条委員会案
放射線 防護	NRC (原子力規制委員会)	ASN (原子力安全機関)	ONR (原子力規制局)	文科省	3条委員会
核 セキュリティ				原子力規制庁 + 文科省 (同位元素)	
オンサイト 危機管理				総理 (原災本部長)	
保障措置		EURATOM (欧州原子力共同体)		文科省	

原子力規制庁

片道出向ポストのみ 大半は古巣復帰 独立性に課題

4月に新設される原子力規制庁の職員のうち、出向元省庁に戻さない「ノーリターン・ルール」の適用は審議官級以上の7ポストに限定することがわかった。ノーリターン・ルールは組織の独立性を保つ狙いがあるが、対象が限られるため、原子力推進行政を担う経済産業省などの影響力を排除できるか未知数だ。

原子力規制庁は、経産省原子力安全・保安院や内閣府原子力安全委員会などの機能をまとめ、環境省の外局として立ち上げる。東京

電力福島第一原発の事故を受け、原発を推進してきた経産省から規制部門を分離することが狙いだ。

細野豪志原発相は1月末の記者会見で「一定クラス以上の幹部職員はノーリターン・ルールを適用しなければならぬ。とくに推進側からの組織の分離は徹底したい」と語っていた。

関連組織を含め計485人の定員のうち、ノーリターンの対象は長官のほか、次長、緊急事態対策監、審議官(3担当分)、原子力地域安全総括官の計

7ポスト。国会答弁で担保する見通し。対象を一部幹部に限定したのは、政権が脱原発依存にかじを切って原子力利用の先細りが避けられないなか、片道出向ばかりでは一般管理職や中堅職員が集まらないと判断したからだ。

ただ、発足時は保安院からの出向が354人と7割以上。数年たてば古巣に戻る状況では、経産省の影響力を排除できない可能性がある。民主党内からは「今後、独自採用枠を広げていくべきだ」(中堅議

員)との指摘があるが、当初の新規採用は12人にとどまる。

ノーリターン・ルールは、1998年に旧大蔵省から分離独立した金融監督庁(現金融庁)にも局長級以上を対象に導入されたが、2009年に事実上破られた。
(関根慎一)

保安院、NRCのHPトップページ比較 (2012年2月12日現在)

[illegible][illegible]